



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 30 年 8 月号

代表便り ~商工会議所青年部の話~

夏ですねー。

一昨年に続き、またしてもエアコンがぶっ壊れました。

女性が多い職場なので、比較的室温高めなんですけど、負担がかかっているのでしょうか？

さて、今回は、私が所属している商工会議所青年部の話です。

昨日、市長のところへお伺いしたのですが、中日新聞の隅っこに記事になりました。

新聞に載ったからといって、どうってことないですが！
ですが！やっぱり載る方がうれしかったりします（笑）



さて、政策提言といった真面目な活動もしている商工会議所青年部。

地域経済の発展のために、来月はこんなイベントも主催しています。



『朝宮あかりナイト』は春日井市朝宮公園の一部とケローナ通りを真夏のイルミネーションとキャンドルで彩るイベントです。当日はイルミネーション点灯式と誰でも参加自由なキャンドルイベントを開催し「あかり」をテーマにした空間と時間を楽しんでもらいます。

8月18日、ケローナ通がロマンチックな雰囲気になりますので、お時間ある方は、是非どうぞ。

ちなみにクラウドファンディングといった新手法で、資金集めもしています。

<https://camp-fire.jp/projects/view/82165>

以上

今回は、様々な事業を通して経営者として研鑽、成長できる春日井商工会議所青年部（YEG）のご紹介でした。

三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9

TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771

MAIL mikami@taxer.info

本店便り ~セミナー開催~

文責：亀田

先月 6 月 23 日に従業員企画第一弾としてセミナーを開催いたしました。今回は、初めての試みという事もあり建設業に従事する方限定で「建設業の税務調査」というテーマでセミナーを行いました。内容については割愛とさせていただきます。



その後、参加された皆様方で名刺交換会を行い、会場中が熱気に包まれて経営者の方々のバイタリティ溢れる一面を垣間見ることが出来ました。

今回お忙しい中ご参加いただきました皆様ありがとうございました。今後もより一層よいものをご提供できるよう三上税理士法人一同努力してまいりますので、よろしくご指導の方よろしくお願いたします。次回開催は、11 月を予定としております。沢山の方々のご参加をお待ちしております。

インター店便り

文責：若林

はじめまして、若林歩美（わかばやし あゆみ）と申します。

主に会計入力を担当しています。出身は滋賀県で、こちらに引っ越してきてまだ半年くらいです。学生時代ずっと吹奏楽部に所属していたので音楽が大好きです。最近市内の楽団のコンサートを聴きに行っていて楽しんでいます。また、大の猫好きで実家の猫に会うのを楽しみにしています。こちらで可愛い猫用被り物をたくさん集めて、持って帰った時に猫たちに被せて写真撮影をするのが好きです。特技として、占いができるので友人知人から鑑定を依頼されることもあります。前職とはまた違ったお仕事に戸惑うこともありますが、お仕事ができる環境にいることに感謝をしつつ日々努力していきたいと思います。宜しくお願致します。



8月の税務



- ・ 6 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
申告期限…8 月 31 日（金）
- ・ 12 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
申告期限…8 月 31 日（金）
- ・ 個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告
申告期限…8 月 31 日（金）
- ・ 個人事業税の納付（第 1 期分）
納付期限…8 月中において
各自治体の条例で定める日
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第 2 期）
納付期限…8 月中において
各自治体の条例で定める日

三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階
TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039
■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771
MAIL mikami@taxer.info

経営情報

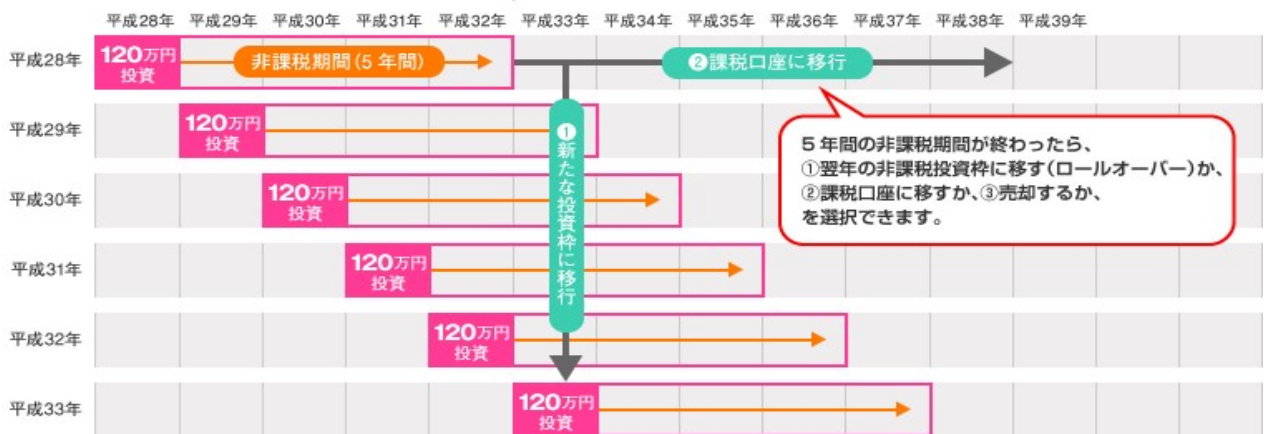
～NISA 平成 26 年分の非課税期間終了時の取り扱い～

文責：足立

NISA 平成 26 年分の非課税期間終了時の取り扱いについてお伝えします。

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）については、最長 5 年間の非課税期間終了後、翌年分の非課税枠に上場株式等を移管（ロールオーバー）することができます（措法 37 の 14⑤二等）。NISA は平成 26 年 1 月に導入されましたので、初めてロールオーバーする機会となります。もちろん、①非課税枠を移管する以外にも、②特定口座又は一般口座への移管や、③今年中に売却するという選択も取れます。

非課税期間の終了時点で値上りしていた場合、120万円を超えている部分についても、翌年の非課税投資枠に移すことができます（ロールオーバー可能な金額に上限はありません）。



金融庁HP NISA のポイントより <https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa/point/index.html>

上記②については、NISA を開設している金融商品取引業者等の営業所に特定口座を開設している場合には、特に手続きを要することなく、その特定口座に自動的に移管され、特定口座を開設していない場合には、特定口座以外の他の保管口座に移管されることとなります。ただし、①ロールオーバーについてはNISA を開設している金融商品取引業者等に「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を今年の 12 月までに提出する必要があります。平成 31 年になってからは平成 26 年分のロールオーバーができませんので、注意が必要です。個々の証券会社によって対応が異なりますが、今年の 10 月前後には移管依頼書の送付等の周知が行われる見通しです。なお、ロールオーバー時の非課税枠の上限額が撤廃されていますので、例えば平成 26 年分の NISA 内の上場株式等が 150 万に上昇している場合、平成 31 年分の非課税枠には 150 万全額の上場株式等が移管できます。

三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階
TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039
■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771
MAIL mikami@taxer.info

行楽日記

文責：磯谷



先日、家族で清州勤労福祉会館（アルコ清州）のプールへ行ってきました。流水、造波プール、スライダーなどがあり、波のプールでは1時間に2回程、雷が鳴りスコールのような雨が降ってきます。5歳の娘は泳ぐのは苦手ですが、プールが大好きで、浮き輪を抱えて終始楽しそうでした。広すぎず、幼児用プールもあり、小学校低学年ごろまでの子供にはぴったりだと思います。未就学児は無料で入場できます。



近くには、清須会議で有名な清州城やキリンビール名古屋工場などの観光スポットがあります。一度お出かけされてみてはいかがでしょうか。

夏季休業のお知らせ

夏季休業日：平成 30 年 8 月 11 日（土）～平成 30 年 8 月 15 日（水）

8 月 16 日（木）より通常営業致しますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

無料経営相談実施中！！

三上税理士法人では、税務担当者とは別に代表三上努による経営相談を実施しております。

8 月開催スケジュール(予約必要)

8 月 17 日(金)午前 10 時より 12 時まで

8 月 23 日(木)午後 1 時より 5 時まで

8 月 27 日(月)午後 6 時より 8 時まで



ご予約電話番号 **0120-974-830**

担当：大久保

三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9

TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771

MAIL mikami@taxer.info